

連載 あるといい「防除の知恵袋」(1)

—生産者の視点で「いつ・何を・どれだけ」—

JA 全農 営農販売企画部 TAC 推進課 課長

宗 和弘(そう かずひろ)

はじめに

農作物の生産に農薬は不可欠なものである。一般に農産物の流通市場からは、高品質で、しかも必要な量を必要な時期にきちんと供給することを求められる。このため、その要望に応えるためには、きちんとした病害虫防除が必須となる。もちろん、栽培時期や作型によっては防除が不要な場合もあり得るが、そのようなケースは圧倒的に少なく、その時期だけに生産を集中させることは物理的にも不可能である。

農業は天候に左右される産業であり、工業製品のように決められた生産計画に基づいて、確実に製造し、決められた時期までに納入できるものとは異なる。そういつて開き直ろうにも農産物を買う側は許してくれないので、栽培の過程で病害虫や雑草が発生すれば、生産現場は農薬をうまく使って一定の品質の農作物を一定の量だけきちんと供給しようと必死に頑張るのである。

そんなとき、やみくもに防除するのではなく、効率的な防除を指南する「知恵袋」のようなものがあると、とても助かる。農業生産の担い手の減少と経営規模の大型化が進むにつれ、防除も効率よく実施できないと作業がまわっていかないからである。

篤農家には、この時期のこの作物を作るときには、この時期にこの農薬をこれだけ散布すればいいと、コツみたいなものをもっていることが多い。果樹や水稻など防除歴のあるものはまだいいが、野菜など地域特性がより強く出る作物の場合は、特にこのコツが活きてくる。このコツに技術的な根拠を加えて、誰もが実践し得る「防除の知恵袋」として提供できれば助かる農家は大勢いるのではないだろうか。

そこで、拙稿では、どんな情報が生産現場で役立つのか、また、それを示す「防除の知恵袋」とはどんなものにすればいいのかを検討してみたい。

I 昔あった防除指針

かつて、防除指針（呼び方が異なるものもある）なるものが、全国の都道府県の指導機関（研究機関、病害虫防除所、病害虫専門技術員、作物専門技術員、JA グループ営農関係者等）が中心となって作成されていた。

これは、各都道府県が地元の農業の発展に寄与することを目指し、安定した農業生産や、地域ブランドの品質を保つのに必要な情報を生産現場に向けて提供するものだった。

ところが、無登録農薬問題に端を発した平成 14 年の農薬取締法改正や平成 18 年の残留農薬のポジティブリスト制度が施行されるとともに、多くの都道府県で従来のような防除指針の作成が中止された。なんとか継続されても、様々な条件をクリアしながら本当によく工夫されているが、ごく一般的な内容が中心にならざるを得ず、過去の防除指針に示してあった防除のコツが大幅に減ってしまったように思う。

その理由は、農薬取締法の改正により、これまでなかった農薬使用者に対する罰則規定が設けられ、適用作物、使用量または希釈倍数、収穫前使用日数、使用回数（順守）が義務付けられたことが大きい。つまり、もし防除指針に掲載した農薬名や使用方法が間違っており、それを信じた生産者がそれに従って農薬を使用し、そのことが原因で農薬取締法違反の事例が発生してしまったとしたら、防除指針の作成側にも責任が発生し、都道府県としては法制度を順守するために誤解が生じない慎重な表現にならざるを得ないという側面があった。

かつての防除指針の作成の際にあたっては、よりよい、より多くの防除のコツを示すために、根拠データの蓄積やわかりやすい資料の作成等、試験場や病害虫防除所、専門技術員等、指導者の方々のご尽力は相当なものであった。それゆえに、そのご尽力の結果を生産者にお示しする機会が少なくなってしまったことは今もって残

念でならない。

Ⅱ 生産現場に役立つ防除情報とは

農薬取締法改正前までは、作物登録はあるが病害虫登録はない農薬の使用を促す表現も可能であった。例えば、ある作物でB虫の防除に困っているというケースでは、「A虫に登録がある農薬Sは、害虫登録はないけれどB虫に効くから、A虫の適用内容で使うとよい」といった表現が可能であり、このような指導の仕方は、新発生の病害虫防除などのときには特に威力を発揮したのも事実である。

現行の農薬取締法に基づく農薬使用者の順守事項を定める省令では、順守事項に適用病害虫は触れられていないものの、農薬の適用内容を示した農薬ラベルを厳守するいわゆる“ラベル主義”がとられているため、防除対象として登録がないものを推奨することはできない。しかし実は、このような情報が現場にとっては必要なものであり、突発的な病害虫の発生にも速やかに対応し、農業生産の安定にも寄与するものだと思う。もちろん法順守の観点からストレートに表現することはできない。このジレンマを解決する術はあるのだろうか。

やや横道にそれてしまったが、ここで申し上げたいのは、生産現場に役立つ防除情報、本稿でいうところの「防除の知恵袋」とは、このケースにあるように「いつ・何を・どれだけ」が明確に示されていることではないかということである。

つまり、病害虫・雑草が発生して困っているときには

「今すぐ、農薬Sを、1,000倍希釈で10a当たり200lを散布すればよい」であったり、いつも発生する病害虫に対しては「定植時に、農薬Aを10a当たり20kgとなるように全面土壌混和しておくといよい」等といった具合に農薬の使用者（＝生産者）により具体的にわかりやすく示してあるのが生産現場に役立つ防除情報である。実際、生産者からは、「難しいことはわからんから「いつ・何を・どれだけ」やればいいかそれだけを教えてくれ」といわれることも多い。事実、生産者から信頼され頼りにされている指導者の指導方法は「いつ・何を・どれだけ」を明確にすることであることからわかる。

Ⅲ 「いつ・何を・どれだけ」をどうやって示すか

「いつ・何を・どれだけ」が大切なのはわかったが、実際にそれを明確にするのは、容易ではない。なぜなら、このように明快な指針を示すためには、様々なデータの蓄積や経験に基づく裏付け、根拠が必要であるからである。

例えば、「いつ」を示すだけでも、発生生態に基づく最適な防除タイミングの検討や、降雨量に基づく散布間隔の検討、農薬の特性に基づく散布タイミングなど膨大

表-1 TAC『地域農業の担い手に出向くJA担当者』の役割

- 地域農業の担い手に訪問してご意見、ご要望をうかがい、誠実にお応えします。
- 地域農業の担い手の経営に役立つ各種情報をお届けします。
- 地域農業の担い手のご意見を持ち帰り、JAグループの業務改善につなげます。

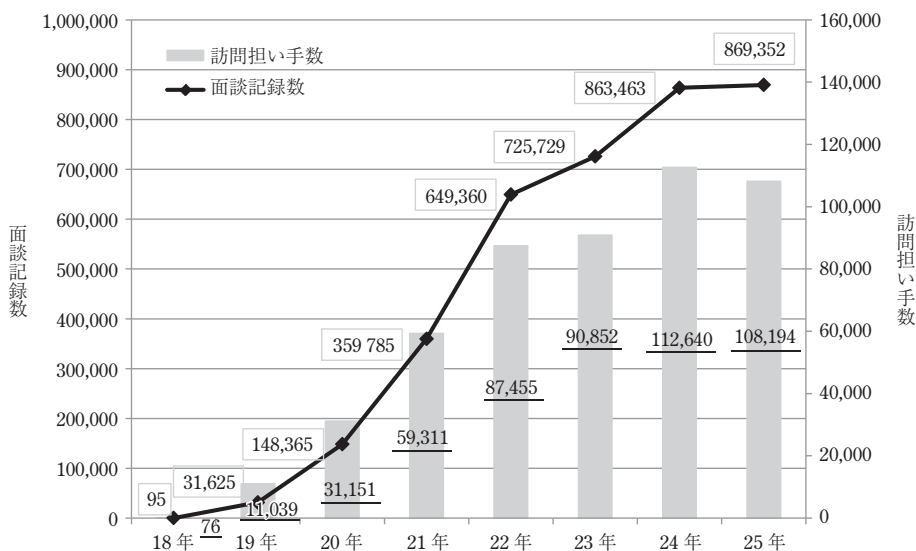


図-1 TACによる訪問担い手数と面談記録数の推移

な試験データが必要となる。同様に「何を」でも農薬のランキング試験や特性試験, 「どれだけ」でも適用範囲内でのより効率的な量や希釈倍数に関する検討データ等が必要となる。

これらのデータを積み重ね、分析・整理したうえで、産地ごとに作物の種類や栽培条件、作型に合わせて「いつ・何を・どれだけ」の情報を作成することになる。この際より生産現場に役立つ内容にするには、生産現場が求める防除情報が何であるかを把握し、それに沿った情報を整理するほうが効率がよい。

まずは現場がどのような防除情報を求めているかを整理したい。その方法として、農業の担い手に出向き、担い手のニーズを聴き、手取り向上に向けた営農情報の提供などを行う TAC の力を活用したいと考えている。

TAC とは、Team for Agricultural Coordination の略で、地域農業の担い手に出向く JA 担当者のことをいう。その役割は、地域農業の担い手に訪問してご意見、ご要望をうかがい、誠実にお応えすることが主なもの(表-1)で、T (とことん) A (会って) C (コミュニケーション!!) をキャッチコピーにして、全国で 1,706 名の TAC が全国 108,000 人の担い手を訪問し、869,000 件の面談(平成 25 年度実績)を行っている(図-1)。

この TAC が地域農業の担い手を訪問した際に行う面談には、防除に関する相談、要望が多く含まれている。これをひも解くことで、現在の農業担い手が持っている防除に関するニーズが得られるものと考えており、それを整理したものを次回以後にご紹介し、今一步「防除の知恵袋」像に近づいてみたい。